

『課設定条例改正』に伴う「芽室町議会委員会条例」の一部改正

■委員会条例(改正点抜粋)

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 8人

総務課、企画財政課、税務課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農林課、商工観光課、建設都市整備課、水道課、農業委員会及び上水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教常任委員会 8人

住民生活課、保健福祉課、子育て支援課、教育委員会及び公立芽室病院事業に関する事項

(出席説明の要求)

~~第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるようとするときは、議長を経てしなければならない。~~

改正(案)

■委員会条例(改正点抜粋)

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 8人

政策推進課、総務課、魅力創造課、都市経営課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、上水道事業及び下水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教常任委員会 8人

住民税務課、健康福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、教育委員会及び公立芽室病院事業に関する事項

(出席説明の要求)

~~第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるようとするときは、議長を経てしなければならない。~~

■令和3年度 組織機構図

【改正後の所管 ↓】			↓現行所管による簡易的な色分け		
No	課名	No	係名	旧係及び主な事務変更等	
1	政策推進課	1	政策調整係	企画調整係	
		2	広報広聴係	町長秘書業務追加	
		3	財政係		
2	総務課	4	総務係	・住宅のストック管理、都市計画マスター プランとの関係	
		5	行政経営係		
		6	契約法制係	契約+文書法制	
		7	危機対策係	防災・減災、庁舎・公用車管理	
		8	魅力創造係	新規設置(協働、郷土愛)	
3	魅力創造課	9	魅力発信係	観光物産係	
		10	都市経営係	公共施設マネジメント係+管財	
		11	建築住宅係	都市建築係+公営住宅係	
		12	住民窓口係	上美生出張所(窓口)	
5	住民税務課	13	納税係		
		14	住民税係		
		15	資産税係		
		16	社会福祉係		
6	健康福祉課	17	障がい福祉係		
		18	保健推進係		
		19	国保医療係		
		20	介護保険係		
7	高齢者支援課	21	在宅支援係		
		22	介護予防係		
		23	子育て支援係		
8	子育て支援課	24	発達支援係		
		25	児童係	子どもセンター係と統合	
			ひだまり保育所		
			上美生保育所		
		26	農務係	農林係と農産係の役割整理	
9	農林課	27	林務係	〃	
		28	畜産係		
		29	土地改良係		
		30	商業振興係	商工振興係の役割整理	
10	商工労政課	31	工業労政係	〃	
		32	生活環境係	生活環境係+交通防犯	
11	環境土木課	33	公園係		
		34	道路整備係	建設係	
		35	道路維持係	土木維持係	
		36	水道庶務係		
12	水道課	37	水道工務係		
		38	下水道工務係		
		39	出納係		
14	公立芽室病院	40	総務係		
		41	経営企画係	新設設置	
		42	医事係		
15	教育推進課	43	教育総務係	総務係	
		44	教育推進係	学校教育係	
		45	給食係		
16	生涯学習課	46	社会教育係		
		47	スポーツ振興係		
		48	図書館係		
17	議会事務局	49	総務係		
18	監査委員事務局 (選舉管理委員会／公平委員会)				
19	農業委員会事務局	50	農地振興係		

■令和2年度 組織機構図

【改正前】			=総務経済 =厚生文教	
No	課等名	人数	No.	係名
1	総務課 ●参事：危機管理担当	21	1	総務係
			2	行政経営係
			3	契約管財係
			4	地域安全係
			-	総務課付
2	企画財政課 ●参事： 公共施設マネジメント推進担当	15	5	企画調整係
			6	財政係
			7	広報広聴係
			8	公共施設マネジメント係
3	税務課 ●参事：納税推進担当	12	9	納税
			10	町民税
			11	資産税
			12	住民
4	住民生活課	14	13	生活環境
			14	公営住宅係
			15	国保医療係
			16	社会福祉係
			17	障がい福祉係
5	保健福祉課	26	18	保健推進係
			19	在宅支援係
			20	高齢者相談係
			21	介護保険係
			22	児童係
6	子育て支援課	29	23	子育て支援係
			24	発達支援係
			25	保育所
			26	子どもセンター係
7	農林課	15	27	農林係
			28	農産係
			29	畜産係
			30	土地改良係
8	商工観光課 ●参事：工業振興担当	10	31	商工振興係
			32	観光物産係
			33	
9	建設都市整備課	15	34	都市建築係
			35	公園緑地係
			36	建設係
			37	土木維持係
10	水道課	9	38	庶務係
			39	水道工務係
			40	下水道工務係
11	出納課	3	41	出納係
12	公立芽室病院	5	42	庶務係
13	学校教育課	12	43	総務係
			44	学校教育係
			45	給食係
14	社会教育課	9	46	社会教育係
			47	スポーツ振興係
			48	図書館係
15	議会事務局	3	49	
16	監査委員事務局 (公平委員会)	1	50	
			51	
17	農業委員会事務局	3	52	
		202		

「オンラインによる」議会運営に係る条例等改正について

■ 1. オンラインを活用した委員会開催を可能にするための委員会条例の改正について

1 改正の目的

- 新型コロナウイルス感染症については、現在、感染者が増加傾向にあり、今後も収束が見込めない状況にある。また、近年は豪雨等による大規模な災害等の懸念も大きい状況にある。
- こういった状況下で委員が議事堂に参集できず、委員会の開催ができない事態も想定されることから、タブレット端末等の使用によりオンラインを活用した委員会を開催できるよう、芽室町議会委員会条例を改正するものである。

2 オンラインを活用した委員会の開催条件

- 委員会の開催は、本来、同じ会場に委員及び執行機関が出席し、さまざまな角度から質問・質疑を通して、町政の諸課題への対処策を論議する形が基本である。
- しかし、次のような非常時の際には、委員の議事堂への参集が困難となる場合がある。
 - ・新型コロナウイルス感染症など重大な感染症のまん延
 - ・豪雨・強風・豪雪、大規模地震など災害の発生等
- オンラインを活用した委員会は、そうした非常時の場合に、議長に通知した上で、委員長の判断により、委員が自宅等から出席する方法により開催できるものとする。

3. オンラインを活用した委員会の開催方法等

- 委員は自宅等にてタブレット端末、パソコン等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法(オンライン)により開催する。
- 執行機関は委員会室にてモニター等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法により出席することが考えられる。
- 使用する会議ソフトは、「Zoom」を使用する。ただし、現時点においては当議会で会議開催のためのアカウントを所有していないことから、当面は、執行機関から、委員会開催の際に借用するものとする。
- 委員は、委員会の視聴並びに資料の閲覧は、貸与されたタブレット端末、パソコン等により、サイドブックスにアクセスすることで行う。

4 オンラインを活用した委員会を開催する場合の課題と対応

- オンライン委員会を開催する場合の課題及びその対応等、会議開催方法等に関する要領は、4月末を目標として、別途協議する。

■ 2. 条例改正の要点とスケジュール

○オンラインを活用した会議の開催要件

- ① 感染症まん延防止等(新型コロナ・インフルエンザ等)
- ② 災害発生等(大雪・風水害、地震等)
- ③ その他委員長が必要と認めるとき

・感染症は「まん延」の手前から「防止」の観点の適用

・参集できないのは「全員」の場合もあれば「数人」の場合もある

・今回の改正は「非常時等」への対応とし「平常時」における活用は期限を決めて議論

・オンラインでの秘密会は「秘密」が担保されない

議運での議論・結論

前回全協での意見

○感染症、気象災害の他、3番目にその他として議長あるいは委員長が認めるところを加えるべき

○議会改革の観点、議員のなり手不足の観点など、プラスアルファの議論を早急に進めていただきたい

○リモートの環境を継続していくことは非常に重要

○次の人向けた改正を。早く取り組んで、設置して、芽室町議会はその門戸を広げていくことを積極的に

※オンラインを活用した具体的な委員会開催方法は、「(仮) オンライン会議開催要領」として4月末までに策定・整備する。

※「③その他委員長が必要と認めるとき」の具体的な内容、及び次のような個別的事由によるケースへの対応は、次期、『議会活性化策』・『議会改革諮問事項』等として、別途議論し、令和3年度中に結論を出していくものとする。

- a.本人の傷病
- b.子育て・介護等
- c.議員の生業等

■今後の検討スケジュール

○4月末：
(仮) オンライン会議開催要領

○R3年度中：
①議会会議条例 改正
②議会会議条例等運用規則 改正
(又は新規規則制定)

■条例改正までのスケジュール

- | | |
|--------|------------|
| ・1月21日 | 第24回議運 |
| ・1月27日 | 第12回全員協議会 |
| ・2月3日 | 第25回議運 |
| ・2月10日 | 第13回全員協議会 |
| | 第26回議運 |
| ・2月19日 | 第27回議運 |
| ・3月2日 | 3月定例会議議案審議 |
| ・4月1日 | 施行 |